

三春町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
三春町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

三春町教育委員会は、「三春町第2期教育大綱（令和7年度～令和11年度）」において、基本理念「学び、つながり、未来を拓く、三春の教育の創造」を掲げ、学校教育では「子どもの夢と教師の夢が共に育つ学校づくり」を基本目標としている。

三春町に暮らす子ども一人一人に、自己の将来に対して喜びと生きがいのある人生を主体的に創造する力を育み、地域に信頼され、ひいては国際社会に貢献できる人材に育つよう支援していくためには、教育職員の働き方改革を推進し、教育職員が様々な経験を積み、自己研鑽する時間や、子ども達とじっくりと向き合う時間の確保が必要である。

本計画は、教育職員の時間外在校時間、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、業務の効率化と適正化を図り、教育職員が専門職としてのやりがいを実感できるとともに、子ども達の豊かな学びや成長を支える教育環境の整備を進めていくことを目的とする。

なお、これまでと同様に、県教育委員会より発出されるガイドライン等を十分に参考にしながら本町の小中学校における働き方改革の推進を図るものとする。

業務量管理及び健康確保措置に係る取組については、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の「学校と教師の業務の3分類※1」等を踏まえることとする。

学校と教師の業務の3分類

別添4

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のつち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

(2) 本町の現状

- 本町では、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、令和3年11月、三春町公立学校職員の勤務時間に関する規則（平成18年教育委員会規則第9号、以下「規則」という）を改正し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 3 0 時間	2 2 %	1 %
中学校	月 3 8 時間	1 5 %	3 %

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校22%、中学校15%となっている。また、年間の時間外勤務時間が年360時間以内となっているのは小学校で60%、中学校で50%となっている。各小中学校で働き方改革も進んでいるので以前よりも時間外勤務時間は少なくなっている。しかし、生徒指導対応や保護者対応、各種研修、中学校での部活動指導などの業務の負担感は依然として大きく、チーム学校の構築を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
 - (1) 時間外在校時間に関する目標
 - ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
 - ・ 1年間における時間外在校等時間の合計を360時間以内にする。
 - (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
 - ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする。
 - ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を減少させる。

3. 計画の期間

- 令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者など地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについては、保護者や地域住民・団体が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行われないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和9年度予算を目途に公会計化を実施する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の対応

- ・スクールロイヤーについて、より活用しやすい環境を整備していく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用するとともに、調査内容・回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

◆部活動

- ・令和7年12月に国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に則り、部活動の地域展開を推進する。
- ・ガイドラインに示す改革期間の前期（令和8～10年度）までに、休日部活動の完全地域展開を実施し、平日においても、活動時間等の適正化を図るとともに、

部活動指導員の配置を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備等を補助する、スクールサポートスタッフを配置する。
- ・ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援介助員、医療・福祉に関する専門的人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上で年間で1086単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校時間が1箇月100時間を超える教育職員又は直近2～6箇月間のいずれかの平均で80時間を超える教育職員については、産業医による面接指導を実施するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行う。
- ・ストレスチェックの実施率を100%とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を実施するなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。